

## 第1章 教育訓練現場における知的財産権



## 第1章 教育訓練現場における知的財産権

### 第1節 知的財産権の基本知識

#### 1-1 知的財産権とは

##### (1) 知的財産基本法と知的財産権

知的財産とは、知的創造活動によって生み出された財産的価値のあるもの（情報）の創作的財産をさし、これを保護する権利のことを「知的財産権」という。無形の財産的価値をもつ情報であり、無体財産とも呼ばれている。これまで無形の財産権のことを知的所有権とも呼ばれていたが、近年、物品などの有体物に対して固有に認められている所有権（財産権）とは異なる無形の情報を保護することから、所有権法とは異なった情報独自の法体系が必要となってきた。このことが広く認識されるように、法令・条約等において使用されている「知的所有権」という用語を可能な限り「知的財産」、「知的財産権」に統一されることとなった<sup>1)</sup>。

2002年（平成14年）に、知的財産の創造、保護及び活用に関する施策を集中的かつ計画的に推進することを目的として、知的財産基本法が制定され、2003年（平成15年）3月1日より施行された。知的財産基本法において、「知的財産」及び「知的財産権」は次のとおり定義されている。

##### 【知的財産基本法：第2条】

この法律では「知的財産」とは、発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの（発見又は解明がされた自然の法則又は現象であって、産業上の利用可能性のあるものを含む。）、商標、商号その他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報をいう。

2. この法律で「知的財産権」とは、特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利をいう。

知的財産の特徴の一つとして、「もの」とは異なり「財産的価値を有する情報」であることが挙げられる。情報は、容易に模倣されるという特質をもっており、しかも利用されることにより消費されるということがないため、多くの者が同時に利用することができる。近年、政府では「知的財産立国」の実現を目指し、様々な施策が進められている。また、産業界や大学等の動向についてみると、産学官連携の推進、企業における知的財産戦略意

識の変化、地方自治体における知的財産戦略の策定等、知的財産を取り巻く環境は大きく変化しており、今後、知的財産権の戦略的活用・推進は我が国経済の活性化だけではなく、企業や大学・研究機関においても重要な位置を占めることになっている<sup>2)</sup>。

## (2) 知的財産権の種類

知的財産基本法では、知的財産権を、①特許権や著作権などの創作意欲の促進を目的とした「知的創造物についての権利」と、②商標権や商号などの使用者の事業活動に用いられ、信用維持を目的とした「営業標識についての権利」、③営業秘密やノウハウなどの事業活動に有用な「技術上・営業上の情報についての権利」に大別している（表1-1、表1-2）。

また、特許権、実用新案権、意匠権、商標権及び育成者権については、客観的内容を同じくするものに対して排他的に支配できる「絶対的独占権」といわれており、他方、著作権、回路配置利用権、商号及び不正競争法上の利益については、他人が独自に創作したものには及ばない「相対的独占権」といわれている。

表1-1 知的財産権の分類

権利		保護法	保護の対象	
知的 財 産 権	①知的創造物についての権利	特許権	特許法	発明
		実用新案権	実用新案法	考案
		意匠権	意匠法	意匠、デザイン
		育成者権	種苗法	植物の新品種
		回路配置利用権	半導体集積回路の回路配置に関する法律	半導体集積回路の回路配置の配置
	②営業標識についての権利	著作権	著作権法	著作物（表現）
		商標権	商標法	商標・サービスマーク
		商号	会社法、商法	商号
	③事業活動における情報の保護に関する権利及び不正行為からの保護に関する権利	事業活動に有用な技術上・営業上の情報の保護	不正競争防止法	営業秘密、ノウハウ、顧客リストなど重要情報
		事業活動における不正行為からの保護		混同惹起行為、著名表示冒用行為、商品形態模倣行為からなど

表1-2 知的財産権の内容と保護期間

知的財産権	内容	保護期間
特許権	発明を保護：自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度なもの 発明を排他的・独占的に支配する権利	出願から20年
実用新案権	考案を保護：自然法則を利用した技術的思想の創作であって、物品の形状、構造又は組合せたもの 考案を業として排他的・独占的に利用し得る権利	出願から10年
意匠権	意匠を保護：物品、物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であって、視覚と通じて美観を起こさせるもの 意匠を業として排他的・独占的に利用し得る権利	登録から15年
育成者権	植物の新品種を保護：植物の新たな品種を登録することで、登録品種等を業として利用する権利	登録から25年 (樹木は30年)
回路配置利用権	半導体集積回路の回路配置を保護：半導体集積回路素子や導線の配置パターン（回路配置）を独占的・排他的に利用する権利	登録から10年
著作権	著作物（表現）を保護：思想又は感情を創作的に表現したもので、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの これらの著作物を直接・排他的に支配し得る権利 大きくは著作人権と著作財産権（複製権、公衆送信権、上演権、頒布権ほか）に分けることができる 創作されれば何の手続も不要で直ちに著作権が成立する	創作から死後50年 法人は公表から50年 映画は公表から70年
商標権	指定商品、指定役務のついての登録商標（商品・サービスについてマーク）を独占的・排他的に利用する権利	登録から10年 (更新あり)
商号	商人が営業上自己を表示するための名称 文字表示が必要であり図形や紋様は商標となるが、商号にはできない	
事業活動に有用な技術上・営業上の情報の保護及び事業活動における不正行為からの保護	営業秘密、ノウハウ、顧客リストなど、重要情報の盗用などの不正行為を禁止する 他人の周知な商標に類似するものを使用して誤認混同を引き起こす行為、営業秘密を不正に開示・使用する行為など不正行為を禁止する	

## 1-2 工業所有権と知的財産権

工業所有権とは「Industrial Property」の訳語であり、1883年の工業所有権の国際的な保護のために作成されたパリ条約では、「工業所有権の保護は、特許、実用新案、意匠、商標、サービスマーク、商号、原産地表示又は原産地名称及び不正競争の防止に関するもの」（第1条第2項）としている。しかし、必ずしも工業分野でのみ利用されるものではなく、「本来の工業のみならず、農業及び採取産業の分野並びに製造した又は天然のすべての産品」について用いられる語とされる（同条3項）。わが国では工業所有権という言葉は、特許権、実用新案権、意匠権及び産業秩序維持のための商標権のみを総称する言葉として使用されてきている。前述のように人間の創作的な活動に発明、考案、意匠のほかには著作物などがある。工業所有権は物質的文化に寄与するものであるが、著作権は精神的文化に寄与するものである。

一方、民法上の所有権の概念は、有体物である客体を自由に使用、収益、処分できる権

限としている。この考え方を無体物に対して所有権に類似する排他的な支配を可能にする「知的所有権」として、特許権、意匠権、商標権、育成者権、回路配置利用権、著作権等の権利に充当してきた。しかしながら、営業秘密、ノウハウ、著名標識、商品形態、キャラクター、ドメイン名などの不正競争防止法等の行為規制による無体財産の保護は、所有権の概念を超えており、知的所有権の概念を包含した「無体財産権」あるいは「知的財産権」が、広く用いられるようになってきた。なお、「知的財産戦略大綱」<sup>1)</sup>では工業所有権に替えて「産業財産権」を使用しており、特許庁の所管としている。

## 第2節 職業能力開発における知的財産権

### 2-1 職業能力開発における知的財産権の責務

「知的財産戦略大綱」<sup>1)</sup>によると、知的財産立国を実現するためには、「法律をはじめとする諸制度や官民の慣行をゼロから見直し、あるべき姿を追求しなければならない」とあり、「行政機関は、企業や大学における知的財産創造の戦略的な取組の推進や専門人材の育成、優れた発明の成果等の保護・活用を進めるための知的財産関連法制や知的財産に係る情報インフラの整備に努めなければならない」とされている。

このことから、職業能力開発分野においても、これらを担う人材の育成を強化する必要があると考えられる。これまでも知的財産権の扱いについては、注意しながら教育訓練を行ってきたが、職業に必要な知識及び技能を付与することが優先され、知的財産権に対する取組みは、人材の育成を含めて、必ずしも十分ではなかった。

本格的に知的財産権に取組むためには、組織的な管理体制の構築と運用が必要である。そのためには、知的財産に関する各種研究、情報の収集・分析・提供、関係者に対する助言や相談、広報・啓蒙活動を行うことなどが考えられる。

### 2-2 職業能力開発における知的財産権の責務と課題

知的財産と職業能力開発に関連する主な法律としては、「知的財産基本法」のほかに「職業能力開発促進法」、「産業活力再生特別法」、「大学における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律」がある。

これらの法律から職業能力開発における知的財産権の課題を体系的に整理する必要がある。

表1-3 職業能力開発における知的財産権の責務と課題

業務 立場	教科書等の 教材作成	教育訓練	研究・開発	共同研究等（対外）
国 （職業能力開 発関連）	・職業能力開発基 本計画の策定	・知財財産教育及 び学習の振興、 知識の普及の施 策 ・知財専門家の確 保、養成及び資 質の向上の施策	・研究施設の整備、研 究開発の推進等の施 策の整備 ・創造的人材の確保及 び養成の施策	・中小企業等の事業者 への研究成果の円滑 な移転のための相互 連携の施策 ・移転のための体制の 整備、調査研究及び 情報提供等の施策
地方自治体 （職業能力開 発関連）	・都道府県職業能 力開発基本計画 の策定	・知財の創造、保 護及び活用に関 する施策の策 定、実施	・伝統工芸品等の地域 特有の技術、技能の 開発の推進等の施策	・地域固有の技術移転 の相互連携、体制の 整備、調査研究及び 情報提供等の施策
職業能力開発 関連機関 （公共職業能力 開発施設、認 定訓練校等）	・教材作成の支援 ・教材に係るデー タ整備、職務著 作等の適切な管 理	・指導員への知財 教育の施策、実 施 ・訓練生への知財 教育及び学習の 普及 ・知財管理組織の 確立	・創造する人材の育成 ・研究・開発の促進 ・研究施設の整備及び 充実 ・研究成果の適切な管 理 ・職務発明制度、法人 著作等の適切な管理	・研究成果の普及 ・研究者及び技術者の 適切な処遇 ・共同研究制度の整備 ・中小企業等への技術 移転の促進、体制の 整備
	（著作権法等）	（特許法、意匠法、 著作権法等）	（特許法、意匠法、著 作権法等）	（特許法、意匠法、著 作権法等）
指導者	・教科書、試験問 題等で使用でき る範囲の学習 ・教材作成等の適 切な管理	・授業で使用でき る範囲の学習 ・指導法等の権利 の適切な管理	・研究開発能力の向上 ・権利の帰属等の適切 な知識の取得、管理	・研究開発の社会への 還元 ・中小企業、ベンチャ ーへの貢献 ・共同研究契約、会計 処理等の研究の適切 な管理 ・知財権の帰属等の適 切な管理
	（著作権法等）	（著作権法等）	（特許法、意匠法等）	（特許法、意匠法、民 法等）
訓練生 （受講生）	・コピー、無断転 載等をしない適 切な使用	・知財教育及び学 習	・成果物に対する評価 等の適切な管理	・成果物に対する評価 等の適切な管理
	（著作権法等）	（特許法、意匠法、 商標、著作権法等）	（特許法、意匠法、著 作権法等）	（特許法、意匠法、著 作権法等）

（注1）本表は主に下記の法律を参考にして作成した。職業能力開発関連に類推適用して作成した概念であり下記の法律等に規定されたものではない。

- ・職業能力開発促進法
- ・知的財産基本法
- ・産業活力再生特別措置法
- ・大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律

（注2）括弧内の法律は、主に関連する法規であり、これらに限定されるものではない。

（注3）網掛け部は本研究において取扱う知的財産権の範囲である。濃部は主として、淡部は部分的に取扱う。

まず、職業能力開発の現場での主な業務は、①教科書の作成、②教育訓練、③研究・開発、④対外的な共同研究、等が挙げられる。これらの業務が、国、地方自治体、職業能力開発関連機関、指導員、訓練生（受講生）それぞれの立場で、知的財産権施策、知的財産権の保護と管理、成果物の評価や管理、研究成果の技術移転等の関連で発生してくる。

表1-3は「職業能力開発における知的財産権の責務と課題」を整理したものである。

## 2-3 本研究における知的財産権の考え方

知的財産権が関わる分野は、これまでに述べてきたように広範囲にわたる。本研究においては、その中でも、教育訓練現場において教材を作成する場合などに、著作権を中心とした知的財産権について、職業能力開発に係る関係者が、守らなければならない規則などの注意すべき点を明らかにするという本研究の目的に沿った範囲（表1-3網掛部）を中心に考えることとする。

## 第3節 教育訓練現場における教材作成と指導上の課題

### 3-1 教材作成と著作権

教育訓練現場において、指導員が教材を作成するとき、原則として創作、つまり自分の考えで文章や図・表を表現することが必要である。ほとんどの著作物には著作権が発生しており、著作権は、著作者が享有している。したがって、やむを得ず他人の著作物を利用する場合は、原則的には著作権者（通常は、著作物を創作した著作者）から利用の許諾を得ることが必要になる。

もし、他人の著作物を無断で複製、あるいは転載などの方法により利用し、教材を作成すれば、著作権侵害となる。

### 3-2 創作と著作物に関する意義

著作権法第2条第1項第1号で著作物は、「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう」と定義されている。

著作物は、思想又は感情を創作的に表現したものと著作権法で規定しているが、抽象的でわかりにくいと思われるので、創作と著作物の意義などを具体的に述べる。

#### (1) 創作

著作者が著作物を創作するにあたって、先人の文化遺産を活用していることは否定できない。したがって、純粋な創作はないと考えるのが妥当である。

思想は同じであっても、表現方法や形式に相違があれば、それは別の異なった著作物であると考えられる。

著作権のある著作物は、著作者の独創的な思考方法の表現そのものであり、これをそっくりそのまま複写すれば著作権侵害になる。

著作権は、思想・感情そのものを保護するのではなく、その思想・感情の表現を保護するものである。

**【創作の具体例】**

創作とは、思想・感情を独創的に表現することである。つまり、その人独自の新しい考えで思想・感情の表現を作り出すことを意味する。例えば、中学校の先生が美術の授業でお皿の上に置いてあるリンゴを生徒に写生させる。生徒が写生したリンゴは類似しているかもしれないが、全く同じリンゴではない。つまり、各々の生徒が自分の考えと感情でリンゴを表現しているからである。それが創作である。

**(2) 著作物**

著作物は、思想又は感情を表現したものであるから、表現の基礎となるアイデアは、著作物ではない。また、創作的な表現と考えられない単語、短文（ただし、俳句、短歌等は除く）は、著作物ではないと考えてよいと思われる。

例えば、「お米の美味しい炊き方」を記述した表現は、著作物として保護されるが、「お米の美味しい炊き方」自体（具体的な方法、手順）は著作物ではない。

したがって、同じ方法や手順を全く別の表現で書けば著作権の侵害にはならない。

また、その方法のとおりお米を炊くことも著作権の侵害にはならない。

**【著作物の具体例】**

「例1」の「お米の美味しい炊き方」の記述を「例2」のように記述すれば新たな著作物であると考えられる。

<p><b>例1</b></p> <p>「お米の美味しい炊き方」</p> <p>① お米をざるなどに入れ冷水で手早く7～8回洗う。</p> <p>② 洗ったお米を電気釜に入れる。</p> <p>③ 電気釜に水を一定量入れて2時間程度おく。</p> <p>④ 電気釜のスイッチを入れる。</p> <p>⑤ お米が炊きあがったら電気釜のふたを開けて良くかき混ぜる。</p> <p>⑥ お米をかき混ぜたら15分程度蒸らす</p>
---

**例 2**

お米を美味しく炊くには、次のような方法で行うと美味しく炊くことができる。

まずお米を容器に入れ水で素早く洗い、容器の水が透明になったらお米を炊飯器に入れる。

次にお米と同分量の水（ただし、新米の場合は、水の量を若干少なくする。また水道水を使う場合は、長さ4～5cm炭を2本程度加えると臭みが抜ける。）を加え1時間から1時間30分ほどおいておく。

1時間から1時間30分経ったら炊飯器のスイッチを入れる。炊飯器のスイッチが切れたら炊飯器のふたを開け、お米を素早くかき混ぜ15分～20分くらい蒸らす。

「例1」と「例2」を比較してみると、お米を炊く方法はほとんど変わらないが、表現方法が異なる。この2つの文章は、各々、新たな著作者の思想・感情が表現された著作物であると考えられる。

しかし、単に「である。」を「です。」とか「1, 2, 3・・・」を「①、②、③・・・」に変えても創作したことにはならないので、留意する必要がある。